

災害救助法の適用地域

平成 18年 7月 19日からの梅雨前線に伴う大雨による被害地域

(長野県)諏訪市、諏訪郡下諏訪町、岡谷市、

(鹿児島県)大口市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡さつま町、
伊佐郡菱刈町、姶良郡湧水町、

平成 18年 6月 15日からの長雨土砂災害による被害地域

(沖縄県)那覇市、中頭郡中城村、

平成 17年 12月中旬からの寒波に伴う大雪による被害地域

(新潟県)十日町市、妙高市、南魚沼市、南魚沼郡湯沢町、
中魚沼郡津南町、魚沼市、上越市、北魚沼郡川口町、
長岡市、柏崎市、小千谷市、
(長野県)飯山市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、
下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、
上水内郡信濃町、下水内郡栄村、下高井郡山ノ内町、

平成 17年 9月 6日からの台風 14号による被害地域

(宮崎県)東諸県郡高岡町、東諸県郡国富町、東臼杵郡北方町、
東臼杵郡東郷町、宮崎市、延岡市、西都市、
東臼杵郡諸塚村、西臼杵郡日之影町、東臼杵郡椎葉村、
北諸県郡高城町、東臼杵郡西郷村、東臼杵郡北川町
(山口県)那珂郡美川町、岩国市
(東京都)中野区、杉並区
(高知県)四万十市
(鹿児島県)垂水市